

資料3

第1回

女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関する ワーキング・グループ

外務省説明資料

制度の概要

1. 個人通報制度とは、人権諸条約において定められた権利の侵害の被害者と主張する個人等が、条約に基づき設置された委員会に通報し、委員会はこれを検討の上、見解又は勧告を各締約国等に通知する制度。
2. 委員会の見解には法的拘束力はないが、基本的に、締約国は見解へのフォローアップを求められる。
3. 通報者は、国内の救済措置(訴訟等)を尽くす必要があり、また、通報は、個人通報制度を受け入れている国に関するものでなければならない。
4. 我が国が締結している人権諸条約のうち、
 - (1) 自由権規約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、社会権規約については、選択議定書において個人通報制度を規定。
 - (2) また、人種差別撤廃条約第14条、拷問等禁止条約第22条、強制失踪条約第31条のように、条約中の選択条項として規定されているものもある。

個人等が委員会へ
通報

委員会から締約国
への注意喚起

- 締約国が書面による主張(反論等)を提出

委員会による検討

- 受理可能性の検討
- 委員会が締約国に暫定措置に関する見解を出す場合あり
- 条約違反の有無の検討

委員会による
見解等の通知
(条約違反ありの場合には、
フォローアップ手続へ。)

各国の状況

	G7							露	豪	NZ	中	韓	各条約 締約国 数	個人通報制度 受入れ国数
	日	米	独	仏	英	伊	加							
自由権規約	○	○	個	個	○	個	個	個	個	個	×	個	172	116
社会権規約	○	×	○	個	○	個	○	○	○	○	○	○	169	24
女子差別撤廃条約	○	×	個	個	個	個	個	個	個	個	○	個	189	109
児童の権利条約	○	×	個	個	○	個	○	○	○	○	○	○	196	41
人種差別撤廃条約	○	○	個	個	○	個	○	個	個	○	○	個	179	58
拷問等禁止条約	○	○	個	個	○	個	個	個	個	○	○	個	165	67
障害者権利条約	○	×	個	個	個	個	○	○	個	個	○	○	177	93
強制失踪条約	○	×	個	個	×	○	×	×	×	×	×	×	59	22

個：個人通報制度を受入れ済み

○：条約本体のみ締結済み（個人通報制度は受け入れていない）国

×：条約本体未締結

（2018年12月現在）

政府の立場

- ①個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識。
- ②個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識。
- ③個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、政府として真剣に検討を進めているところ。